

# 令和8年6月定例会

## 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和8年度6月補正予算等関係)

### 福祉保健部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和 8 年 6 月 定例会 議案 説明資料 目次

### 【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算 (第 1 号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		孤独・孤立対策課	6
		障がい福祉課	7
		長寿社会課	8
		医療政策課	11
		感染症対策センター	13
	2 歳入歳出事項別明細書		15
	3 節の明細		20

### 【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 14 号	予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	感染症対策センター	21

(報告事項)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 2 号	令和 7 年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	23
第 3 号	令和 7 年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	長寿社会課	24

## 補正予算説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,047,030	381,408	5,428,438	379,795			1,613	
孤独・孤立対策課	1,136,261	92,000	1,228,261	92,000				
障がい福祉課	8,082,824	1,700	8,084,524	3,400			△1,700	
長寿社会課	13,017,532	322,059	13,339,591	201,426	76,000		44,633	
医療政策課	7,480,348	237,783	7,718,131	57,783		180,000		
感染症対策センター	672,887	130,171	803,058	64,995		899	64,277	
部計	51,891,574	1,165,121	53,056,695	799,399	<38,000> 76,000	180,899	108,823	146,823
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業</li> <li>・家計負担激変緩和対策事業</li> <li>・軽費老人ホーム運営費補助事業</li> <li>・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</li> <li>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(医療分)</li> <li>・感染症対策推進事業</li> </ul>								

(注) 起債欄の上段&lt;&gt;書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の&lt;&gt;書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7142）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	1,613	1,613				1,613	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：2,416千円（0.1人）、計：2,416千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：社会福祉にかかわる人材の育成及び県民の社会福祉に対する理解と参加の促進及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実を図る。

概要：県立福祉人材研修センターの指定管理者である鳥取県社会福祉協議会に対し、令和7年度指定管理料の余剰額の一部を、指定管理者が行う公益事業等に使用できる基金として積み立てるために補助金を交付する。

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（県立福祉人材研修センターの指定管理者）

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

○社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

○社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 等

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

○施設環境の整備

○災害時必要物品の整備 等

(4) 所要経費

区分	金額	摘要
令和7年度委託料支払額 （協定書の額）	49,564	既支払額（A）
令和7年度委託料実績額	46,466	（B）
令和7年度委託料余剰額	3,098	（C = A - B）
経営努力によらない額（※）	1,485	（D）
補助額	1,613	（C - D）

（※）外部委託業務等の複数年契約導入による請負差額

## 令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費／4目 高齢者福祉費／12目 障がい者自立支援事業費  
 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費／5目 児童福祉施設費

福祉保健課（内線：7139）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業	966,917	379,795	1,346,712	379,795																			
トータルコスト	補正前：970,932千円（0.5人）、補正：383,007千円（0.4人）、計：1,353,939千円（0.9人）																						
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>目的：エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける社会福祉施設、保育施設等を支援し、サービスの維持・継続を図る。</p> <p>概要：県内に所在する社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金（食材料費高騰分含む）を支給する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細事業名</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)高齢者施設等物価高騰対策支援事業</td> <td> <b>【支給対象者】</b> 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人  <b>【支給額】</b>・訪問系施設:35～75千円/施設                      ・通所系施設:50千円/施設(2千円/定員・人を加算)                      ・福祉用具貸与・販売事業所:35千円/施設                      ・居宅介護支援事業所:35千円/施設                      ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設:150千円/施設                      ・入所・居住系施設:175千円/施設(7～10千円/定員・人を加算)                 </td> <td style="text-align: center;">278,000</td> </tr> <tr> <td>(2)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業</td> <td> <b>【支給対象者】</b> 障害福祉サービス事業所等を運営する法人  <b>【支給額】</b>・訪問系施設:35～75千円/施設                      ・通所系施設(短期入所等):27千円/施設(2千円/定員・人を加算)                      ・通所系施設(生活介護):70千円/施設(2千円/定員・人を加算)                      ・入所系施設(施設入所支援):175千円/施設(10千円/定員・人を加算)                      ・補装具貸与・販売事業所:35千円/施設                      ・居住系施設:50千円/施設(3千円/定員・人を加算)                 </td> <td style="text-align: center;">63,571</td> </tr> <tr> <td>(3)保護施設等物価高騰対策支援事業</td> <td> <b>【支給対象者】</b> 保護施設等を運営する法人  <b>【支給額】</b>175千円/施設(10千円/定員・人を加算)                 </td> <td style="text-align: center;">1,850</td> </tr> <tr> <td>(4)保育施設等物価高騰対策支援事業</td> <td> <b>【支給対象者】</b> 保育施設等を運営する事業者  <b>【支給額】</b>・保育施設等:2.1千円/児童・人                      ・児童養護施設等:12～16千円/入所児童等・人(世帯)4千円/通所児童・人                      ・DV被害者等支援施設:90千円/施設                 </td> <td style="text-align: center;">36,374</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給単価は基本的にこれまでと同じ考え方に基づき設定                      ※公立施設は支給対象外                      ※医療機関等については、令和8年6月に予定されている診療報酬改定において物価高騰への対応が盛り込まれることから、対象としない。</p>									細事業名	内容	予算額	(1)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 <b>【支給額】</b> ・訪問系施設:35～75千円/施設 ・通所系施設:50千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所:35千円/施設 ・居宅介護支援事業所:35千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設:150千円/施設 ・入所・居住系施設:175千円/施設(7～10千円/定員・人を加算)	278,000	(2)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 <b>【支給額】</b> ・訪問系施設:35～75千円/施設 ・通所系施設(短期入所等):27千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護):70千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援):175千円/施設(10千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所:35千円/施設 ・居住系施設:50千円/施設(3千円/定員・人を加算)	63,571	(3)保護施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 保護施設等を運営する法人 <b>【支給額】</b> 175千円/施設(10千円/定員・人を加算)	1,850	(4)保育施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 保育施設等を運営する事業者 <b>【支給額】</b> ・保育施設等:2.1千円/児童・人 ・児童養護施設等:12～16千円/入所児童等・人(世帯)4千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設:90千円/施設	36,374
細事業名	内容	予算額																					
(1)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 <b>【支給額】</b> ・訪問系施設:35～75千円/施設 ・通所系施設:50千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所:35千円/施設 ・居宅介護支援事業所:35千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設:150千円/施設 ・入所・居住系施設:175千円/施設(7～10千円/定員・人を加算)	278,000																					
(2)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 <b>【支給額】</b> ・訪問系施設:35～75千円/施設 ・通所系施設(短期入所等):27千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護):70千円/施設(2千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援):175千円/施設(10千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所:35千円/施設 ・居住系施設:50千円/施設(3千円/定員・人を加算)	63,571																					
(3)保護施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 保護施設等を運営する法人 <b>【支給額】</b> 175千円/施設(10千円/定員・人を加算)	1,850																					
(4)保育施設等物価高騰対策支援事業	<b>【支給対象者】</b> 保育施設等を運営する事業者 <b>【支給額】</b> ・保育施設等:2.1千円/児童・人 ・児童養護施設等:12～16千円/入所児童等・人(世帯)4千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設:90千円/施設	36,374																					

## 令和8年度一般会計補正予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課（内線：7688）

#### 1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家計負担激変緩和対策事業	152,000	92,000	244,000	92,000				
トータルコスト	補正前：152,803千円（0.1人）、補正：92,803千円（0.1人）、計：245,606千円（0.2人）							

#### 1 事業の目的、概要

目的：物価高騰により家計に大きな影響を受ける生活困窮世帯に対し、緊急的な支援を実施することで当面の生活を維持し、自立に向けた活動の円滑化を図る。

概要：市町村が当該自治体の実情に応じて、物価高騰による家計への影響が大きい生活困窮世帯に対して激変緩和措置として経済的な支援を実施する場合に当該市町村に対し、補助金を交付する。

#### 2 主な事業内容

##### （1）対象世帯への経済的支援

- ・対象者：低所得者や多子世帯、児童扶養手当受給世帯等の物価高騰による家計への影響が大きい世帯として市町村が支援する世帯
- ・補助率：市町村が実施する支援に要する経費の1/2を補助
- ・補助基準額：1世帯当たり4千円を上限とする
- ・補助対象経費：現金給付のほか、現物給付も対象とする

##### （2）（1）の実施に要する事務的経費

- ・対象経費：文書送料・振込手数料
- ・補助額：1世帯当たり300円

#### 3 その他

令和4年度から市町村と協調し生活困窮者等の当面の生活を維持するための緊急的な支援を実施している。

（参考）令和7年度当初予算	140,000千円
令和7年度6月補正予算	160,000千円
令和7年度9月補正予算	160,000千円
令和7年度12月補正予算	80,000千円
令和8年度当初予算	152,000千円

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	111,677	1,700	113,377	3,400			△1,700	
トータルコスト	補正前：114,889千円（0.4人）、補正：2,503千円（0.1人）、計：117,392千円（0.5人）							

1 事業の目的、概要

目的：社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行うことにより、県内の障がい福祉における社会資源の整備を図り、障がい者のサービス利用環境の向上を目指す。

概要：国補助金の単価見直しに伴い、当初の予算額に不足が生じるため、不足分を増額補正するもの。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進を図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。 【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等 【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕 【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費 【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4） ※国が別途定める基準額を上限とする。	5,100
鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。 【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等 【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。 【補助額】以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 2 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額）	△3,400

3 その他（改善点等）

<近年の実績（社会福祉施設等施設整備費補助金のみ）>

令和8年度	未定
令和7年度	グループホームの創設1件
令和6年度	グループホームの創設1件、多機能施設の創設1件
令和5年度	グループホームの創設1件
令和4年度補正	多機能施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件
令和4年度	グループホームの創設1件
令和3年度補正	多機能施設の大規模修繕1件
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7178）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
軽費老人ホーム運営費補助事業	715,832	22,000	737,832				22,000	
トータルコスト	補正前：718,191千円（0.4人）、補正：22,803千円（0.1人）、計：740,994千円（0.5人）							

1 事業の目的、概要

目的：軽費老人ホームの人材確保・定着を図る。

概要：令和8年度介護報酬改定（令和8年6月1日施行）において、介護従事者の処遇改善加算が拡充されることを踏まえ、介護保険制度の対象にならない軽費老人ホーム職員についても同等の処遇改善を行うための補助金を交付する。

2 主な事業内容

軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の収入引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。

【処遇改善補助金の概要】

- (1) 補助対象施設 軽費老人ホーム（鳥取市所管分を除く23施設）
- (2) 補助対象経費 各施設が実際に職員の収入引上げを行った額（上限：月1.9万円／人）
- (3) 対象期間：令和8年6月～令和9年3月
- (4) 補助率 10/10
- (5) 予算額 22,000千円

3 その他

県では、これまで軽費老人ホームの職員の賃金改善分を対象にした支援を行ってきたところであるが、引き続き、ホームへの支援を通じて職員の賃金改善を促していく必要がある。

<軽費老人ホーム処遇改善の経緯>

（令和4年2月～）介護職員1名あたり9千円相当の引き上げ

（令和6年2月～）介護職員1名あたり6千円相当の引き上げ

また、令和7年12月補正予算において、介護職員処遇改善支援事業（軽費老人ホーム運営費補助事業（処遇改善））として、10,000千円を予算措置済（令和7年12月～令和8年5月の処遇改善分（最大1.9万円／人））

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7178)

4目 高齢者福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	81,715	165,059	246,774	88,676	<38,000> 76,000		383	県費負担 38,383
トータルコスト	補正前：82,518千円 (0.1人)、補正：165,862千円 (0.1人)、計：248,380千円 (0.2人)							

1 事業の目的、概要

目的：都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進する。  
概要：新設された事業（国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業）と国土強靱化対策に係る事業を増額補正し、高齢者施設等の施設及び設備等の整備を補助する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	補正前	補正	計
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】3/4（国1/2、県1/4） 【上限額】なし 【下限額】総事業費500万円／施設	64,357	25,619	89,976
高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】3/4（国1/2、県1/4） 【上限額】なし 【下限額】総事業費80万円／施設	6,303	11,260	17,563
(新)国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援する。 【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】2/3（国1/3、県1/3） 【交付基準単価】31,600千円／施設（下限なし）	0	128,180	128,180

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7860）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護事業所等 及び介護施設等 に対するサービス 継続支援事業	0	135,000	135,000	112,750			22,250	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：135,803千円（0.1人）、計：135,803千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：介護サービスの円滑な継続、基幹的なサービスの質の確保を図る。

概要：昨今の物価上昇による影響を踏まえ、介護サービス事業所・介護施設等に対してサービスの継続に必要な経費を支援するほか、介護施設等に対して食材料の購入費等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
介護事業 所等に対 するサー ビス継続 支援事業	(1) 補助対象： 介護事業所・施設 (2) 補助上限額 ○介護事業所・施設（訪問介護、通所介護、施設系を除く）：1事業所あたり200千円 ○訪問介護、通所介護事業所：規模（訪問回数等）、提供形態に応じて上限額を 区分（※） ・訪問介護：1事業所あたり200千円、300千円、400千円、500千円 ・通所介護：1事業所あたり200千円、300千円、400千円 ○施設系（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等） ：定員一人あたり6千円 (※)訪問介護、通所介護事業所の上限額区分 ・訪問介護は一月あたりの延べ訪問回数に応じて設定。 200回以下：300千円、201回以上～2000回以下：400千円、2001回以上：500千円 ・通所介護は一月あたりの延べ利用者数に応じて設定 300人以下：200千円、301人以上～600人以下：300千円、601人以上：400千円 (3) 対象軽費 ○長距離移動が求められる訪問系サービス等においては訪問・送迎など移動に伴 い必要になる経費 ○衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品の 購入費用 ほか (4) 補助率：10/10（国3/4、県1/4）	89,000
介護施設 等に対す るサービ ス継続支 援事業	(1) 補助対象 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院 短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム (2) 補助上限額：定員1名あたり1.8万円 (3) 対象経費：食材料費 (4) 補助率：10/10（国10/10）	46,000

3 その他

本事業は、国の補正予算を受け、令和7年度12月補正で予算計上していたが、介護事業所等からの申請額が予算額（国の配分額）を上回っていた。この度、国から追加配分を行う予定である旨連絡があったことから、不足分について増額補正するもの。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線：7228)

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
災害時歯科保健医療提供体制整備事業	616	57,783	58,399	57,783																			
トータルコスト	補正前：1,419千円 (0.1人)、補正：58,586千円 (0.1人)、計：60,005千円 (0.2人)																						
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>目的：災害時の避難生活等に伴う口腔内環境の悪化は、被災者の健康に影響を与える可能性があることから、災害時に円滑に歯科専門職を被災地に派遣等ができるよう、災害時歯科保健医療提供体制の整備を図る。</p> <p>概要：災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するため、災害時等歯科保健医療支援チーム養成への支援を行うほか、歯科保健医療活動を実施するために必要な器具等を整備する。</p>																							
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科診療器材等整備事業</td> <td>災害時等に避難所や歯科診療対応拠点等で行う歯科保健医療活動で使用する器具・器材や車両等の整備に必要な経費を補助する。 補助対象経費：災害時等に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両等 補助率：10/10 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県中部歯科医師会、一般社団法人鳥取県西部歯科医師会</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業</td> <td>災害時における歯科巡回診療等が想定される地区の予測等、歯科保健医療提供体制の構築に係る調査・分析等に必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>災害時等歯科保健医療支援チーム養成研修事業</td> <td>被災地で安全かつ効率的な治療等の活動を実施するため、歯科医師等で構成する災害時歯科保健医療支援チームに対する研修会等の開催経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、鳥取県歯科技工士会</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>災害時等対応歯科衛生士養成研修事業</td> <td>歯科衛生士が災害時における歯科保健指導等の知識・技術を習得するために必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科衛生士会</td> <td>333</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	歯科診療器材等整備事業	災害時等に避難所や歯科診療対応拠点等で行う歯科保健医療活動で使用する器具・器材や車両等の整備に必要な経費を補助する。 補助対象経費：災害時等に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両等 補助率：10/10 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県中部歯科医師会、一般社団法人鳥取県西部歯科医師会	57,000	災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業	災害時における歯科巡回診療等が想定される地区の予測等、歯科保健医療提供体制の構築に係る調査・分析等に必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会	200	災害時等歯科保健医療支援チーム養成研修事業	被災地で安全かつ効率的な治療等の活動を実施するため、歯科医師等で構成する災害時歯科保健医療支援チームに対する研修会等の開催経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、鳥取県歯科技工士会	250	災害時等対応歯科衛生士養成研修事業	歯科衛生士が災害時における歯科保健指導等の知識・技術を習得するために必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科衛生士会	333
細事業名	内容	予算額																					
歯科診療器材等整備事業	災害時等に避難所や歯科診療対応拠点等で行う歯科保健医療活動で使用する器具・器材や車両等の整備に必要な経費を補助する。 補助対象経費：災害時等に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材や車両等 補助率：10/10 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県中部歯科医師会、一般社団法人鳥取県西部歯科医師会	57,000																					
災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業	災害時における歯科巡回診療等が想定される地区の予測等、歯科保健医療提供体制の構築に係る調査・分析等に必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会	200																					
災害時等歯科保健医療支援チーム養成研修事業	被災地で安全かつ効率的な治療等の活動を実施するため、歯科医師等で構成する災害時歯科保健医療支援チームに対する研修会等の開催経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科医師会、鳥取県歯科技工士会	250																					
災害時等対応歯科衛生士養成研修事業	歯科衛生士が災害時における歯科保健指導等の知識・技術を習得するために必要な経費を補助する。 補助対象経費：事業実施に必要な経費 (諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等) 補助率：2/3 (国10/10) 実施主体：一般社団法人鳥取県歯科衛生士会	333																					

令和8年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7182）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分）	739,185	180,000	919,185			(基金繰入金) 180,000		
トータルコスト	補正前：763,272千円（3.0人）、補正：180,803千円（0.1人）、計：944,075千円（3.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：医療機関間での電子カルテ共有を推進し、かかりつけ医等が他病院における診断記録や検査データを閲覧することで、患者への処置決定の参考とするなど患者の適切な治療に結び付ける。  
 概要：県内の医療機関を対象に、米子市ヘルスケアプラットフォームの電子カルテ共有システム「トリカル」を導入する場合のシステム改修経費の支援制度を創設する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
医療情報ネットワーク整備事業【拡充】	米子市ヘルスケアプラットフォームの電子カルテ共有システム「トリカル」を導入する病院等のシステム改修費を支援する。 （事業実施主体）病院 （補助率）10/10 （補助対象経費）「トリカル」に電子カルテの情報提供医療機関として新たに参加するために必要なネットワーク構築費、備品購入費	180,000

※電子カルテの共有にあたっては電子カルテ提供側（入院・手術等を行う病院）のシステム改修が必要だが、電子カルテを閲覧するのみの医療機関（かかりつけ医等）は、システム改修は不要。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策センター（内線：7153）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
感染症対策推進事業	153,748	179	153,927			(受託事業収入) 899	△720	
トータルコスト	補正前：301,986千円（19.1人）、補正：1,785千円（0.2人）、計：303,771千円（19.3人）							

1 事業の目的、概要

目的：定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害について医学的見地からの調査を行う予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、県が希望する市町村から委託を受けて設置運営することにより、調査の平準化等を図る。

概要：

- ・予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、市町村が、定期の予防接種等を受けた者から救済給付の申請を受け付けた際は、市町村の調査委員会において、国へ申請する前の調査を実施することとされている。

設置根拠：「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」

（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）

調査委員会の役割：医学的な見地から申請内容を調査

（診療内容に関する資料収集や必要な検査実施の助言等）

※申請の認否に係る審査は、国の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）が行う。

- ・県による調査委員会の設置運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、希望する市町村からそれぞれ事務の委託を受けて行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
(新) 予防接種健康被害調査委員会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救済給付申請を受けた市町村からの要請に応じ、医師会推薦医師、学識経験者、専門医等を委員とする調査委員会を開催し、開催結果を該当市町村へ報告する。</li> <li>・調査委員会に要する費用は、実績に応じて、該当市町村に委託料として負担を求める。</li> </ul>	179

3 その他（改善点等）

- ・県が調査委員会を設置し事務の委託を受けることにより、調査内容の平準化、1回の調査委員会に複数市町村の案件を対象とすること等による合理化が期待できる。
- ・調査委員会の県による設置は、鳥取県町村会からの要望事項（令和7年12月）であり、鳥取市及び米子市を除く17市町村が、県へ事務の委託を希望している。

## 令和8年度一般会計補正予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

感染症対策センター（内線：7770）

#### 3目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）新興感染症対応力強化事業	0	129,992	129,992	64,995			64,997	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：130,795千円（0.1人）、計：130,795千円（0.1人）							

### 1 事業の目的、概要

目的：新興感染症発生時における医療提供体制の構築を図る。

概要：感染症法の改正（令和6年4月1日施行）により医療措置協定制度が創設され、医療機関と協定の締結を進めている。

新興感染症への対応強化を図るため、県と医療措置協定を締結する医療機関に対し、個室病床の整備等の施設整備、簡易陰圧装置・検査機器等の設備整備に要する経費を支援する。

### 2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
新興感染症対応力強化事業補助金	<p>県と医療措置協定を締結する医療機関が行う、感染対策のために必要な施設・設備整備の費用に対して補助金を交付する。</p> <p>（1）対象施設 医療措置協定締結医療機関（締結予定の機関を含む）</p> <p>（2）対象経費 ア 施設整備 （ア）個室病床の整備（必要な付属設備の整備を含む） （イ）多床室への可動式パーティションの設置など病棟等の感染対策に係る施設整備 （ウ）個人防護具保管施設の整備 イ 設備整備 簡易陰圧装置、検査機器、簡易ベッド、HEPAフィルター付空気清浄機</p> <p>（3）補助率 ※整備内容に応じて補助上限有り ア 個室病床の整備（上記（2）ア（ア）） 2/3 （負担割合）国1/3、県1/3、事業者1/3 イ その他の整備 10/10 （負担割合）国1/2、県1/2</p>	129,992

### 3 その他（改善点等）

感染症指定医療機関、医療措置協定締結医療機関を中心に、新興感染症発生に備えた医療提供体制を構築していく。

＜医療措置協定の締結状況と本補助金の活用希望＞

区分	医療措置協定締結医療機関数 (令和8年4月)	本補助金の活用を希望する医療機関数	
		施設整備	設備整備
病院	43	2 (10)	9 (28)
診療所	262	3 (11)	59 (115)

※施設整備、設備整備の（ ）は令和6～7年度延べ実績

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費								
	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費					
				補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	158,779		158,779	148,849		148,849	143,133		143,133
2 給料	376,557		376,557	332,018		332,018	332,018		332,018
3 職員手当等	237,997		237,997	211,266		211,266	211,266		211,266
4 共済費	146,887		146,887	130,050		130,050	130,041		130,041
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	823,922	379,795	1,203,717	729,510	334,076	1,063,586	8,075	1,850	9,925
8 旅費	26,436		26,436	24,944		24,944	6,577		6,577
費用弁償	4,488		4,488	4,168		4,168	2,892		2,892
普通旅費	6,762		6,762	5,752		5,752	1,723		1,723
特別旅費	15,186		15,186	15,024		15,024	1,962		1,962
9 交際費	100		100	100		100	100		100
10 需用費	22,623		22,623	22,241		22,241	10,505		10,505
11 役務費	33,353		33,353	16,474		16,474	4,306		4,306
12 委託料	1,179,337		1,179,337	1,155,459		1,155,459	323,917		323,917
13 使用料及び賃借料	26,277		26,277	26,117		26,117	2,643		2,643
14 工事請負費	22,781		22,781	22,781		22,781	22,781		22,781
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	400		400	400		400			
18 負担金、補助及び交付金	31,002,085	417,372	31,419,457	30,677,287	417,372	31,094,659	931,914	93,613	1,025,527
19 扶助費	1,319,906		1,319,906	1,124,677		1,124,677	2,313		2,313
20 貸付金	11,560		11,560	11,560		11,560	11,560		11,560
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金	475,248		475,248	470,112		470,112			
25 寄附金	950		950	50		50			
26 公課費									
27 繰出金	3,029,311		3,029,311	3,029,311		3,029,311			
予備費									
計	38,894,509	797,167	39,691,676	38,133,206	751,448	38,884,654	2,141,149	95,463	2,236,612
財源内訳									
国庫支出金	2,852,791	676,621	3,529,412	2,517,625	630,902	3,148,527	418,413	93,850	512,263
地方債	250,000	76,000	326,000	250,000	76,000	326,000	27,000		27,000
その他	1,617,620		1,617,620	1,504,963		1,504,963	145,055		145,055
一般財源	34,174,098	44,546	34,218,644	33,860,618	44,546	33,905,164	1,550,681	1,613	1,552,294

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費						3款 民生費			
	1項 社会福祉費						2項 児童福祉費			
	4目 高齢者福祉費			12目 障がい者自立支援事業費			補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報酬	885		885	3,351		3,351	1,522		1,522	
2 給料										
3 職員手当等										
4 共済費				3		3				
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	594,542	278,000	872,542	125,683	54,226	179,909	94,172	45,719	139,891	
8 旅費	6,823		6,823	11,138		11,138	90		90	
費用弁償	105		105	1,106		1,106	34		34	
普通旅費	615		615	3,292		3,292	34		34	
特別旅費	6,103		6,103	6,740		6,740	22		22	
9 交際費										
10 需用費	1,828		1,828	9,352		9,352	372		372	
11 役務費	4,103		4,103	7,558		7,558	14,736		14,736	
12 委託料	216,347		216,347	612,040		612,040	1,992		1,992	
13 使用料及び賃借料	3,503		3,503	18,759		18,759	50		50	
14 工事請負費										
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費				400		400				
18 負担金、補助及び交付金	22,135,491	322,059	22,457,550	5,293,384	1,700	5,295,084	159,488		159,488	
19 扶助費				1,122,221		1,122,221				
20 貸付金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	470,112		470,112							
25 寄附金										
26 公課費										
27 繰出金										
予備費										
計	23,433,634	600,059	24,033,693	7,203,889	55,926	7,259,815	272,422	45,719	318,141	
財源内訳	国庫支出金	1,064,689	479,426	1,544,115	1,027,323	57,626	1,084,949	127,397	45,719	173,116
	地方債	223,000	76,000	299,000						
	その他	1,288,452		1,288,452	71,456		71,456	109,548		109,548
	一般財源	20,857,493	44,633	20,902,126	6,105,110	△ 1,700	6,103,410	35,477		35,477

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費						4款 衛生費			
	2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	
	1目 児童福祉総務費			5目 児童福祉施設費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬							88,908		88,908	
2 給料							736,918		736,918	
3 職員手当等							576,961		576,961	
4 共済費							265,645		265,645	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	73,670	36,374	110,044	20,230	9,345	29,575	205,897	164	206,061	
8 旅費							32,036	15	32,051	
費用弁償							3,472		3,472	
普通旅費							12,849		12,849	
特別旅費							15,715	15	15,730	
9 交際費										
10 需用費							98,896		98,896	
11 役務費							32,583		32,583	
12 委託料							1,021,054		1,021,054	
13 使用料及び賃借料							197,849		197,849	
14 工事請負費							403,474		403,474	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費							4,730		4,730	
18 負担金、補助及び交付金							5,374,361	367,775	5,742,136	
19 扶助費							1,214,712		1,214,712	
20 貸付金							972,580		972,580	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金							659,862		659,862	
25 寄附金							68,900		68,900	
26 公課費							38		38	
27 繰出金										
予備費										
計	73,670	36,374	110,044	20,230	9,345	29,575	11,955,404	367,954	12,323,358	
財源内訳	国庫支出金	73,670	36,374	110,044	20,230	9,345	29,575	2,727,170	122,778	2,849,948
	地方債							452,000		452,000
	その他							1,042,094	180,899	1,222,993
	一般財源							7,734,140	64,277	7,798,417

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費						4款 衛生費			
	1項 公衆衛生費						4項 医薬費			
	補正前	補正額	補正後	3目 予防費			補正前	補正額	補正後	
				補正前	補正額	補正後				
1 報酬	36,794		36,794	720		720	44,201		44,201	
2 給料	145,764		145,764				380,606		380,606	
3 職員手当等	92,754		92,754				355,277		355,277	
4 共済費	55,111		55,111				137,525		137,525	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	11,986	164	12,150	5,224	164	5,388	193,693		193,693	
8 旅費	11,827	15	11,842	2,223	15	2,238	17,562		17,562	
費用弁償	1,661		1,661	174		174	1,540		1,540	
普通旅費	1,800		1,800	695		695	8,697		8,697	
特別旅費	8,366	15	8,381	1,354	15	1,369	7,325		7,325	
9 交際費										
10 需用費	62,053		62,053	52,083		52,083	27,284		27,284	
11 役務費	12,235		12,235	3,646		3,646	11,431		11,431	
12 委託料	283,965		283,965	15,050		15,050	723,744		723,744	
13 使用料及び賃借料	163,931		163,931	159,668		159,668	26,054		26,054	
14 工事請負費							403,474		403,474	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	4,730		4,730	4,730		4,730				
18 負担金、補助及び交付金	527,246	129,992	657,238	383,306	129,992	513,298	4,652,385	237,783	4,890,168	
19 扶助費	1,214,592		1,214,592	750		750	120		120	
20 貸付金							972,580		972,580	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金							659,862		659,862	
25 寄附金	32,000		32,000	32,000		32,000	36,900		36,900	
26 公課費										
27 繰出金										
予備費										
計	2,654,988	130,171	2,785,159	659,400	130,171	789,571	8,642,698	237,783	8,880,481	
財源内訳	国庫支出金	1,236,933	64,995	1,301,928	415,540	64,995	480,535	1,484,945	57,783	1,542,728
	地方債	112,000		112,000	112,000		112,000	340,000		340,000
	その他	548	899	1,447	5	899	904	1,029,154	180,000	1,209,154
	一般財源	1,305,507	64,277	1,369,784	131,855	64,277	196,132	5,788,599		5,788,599

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
		4項 医薬費					
		2目 医務費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	9,349		9,349	247,687		247,687
2	給料				1,113,475		1,113,475
3	職員手当等				814,958		814,958
4	共済費	705		705	412,532		412,532
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	171,926		171,926	1,029,819	379,959	1,409,778
8	旅費	6,652		6,652	58,472	15	58,487
	費用弁償	486		486	7,960		7,960
	普通旅費	2,317		2,317	19,611		19,611
	特別旅費	3,849		3,849	30,901	15	30,916
9	交際費				100		100
10	需用費	4,987		4,987	121,519		121,519
11	役務費	4,573		4,573	65,936		65,936
12	委託料	650,057		650,057	2,200,391		2,200,391
13	使用料及び賃借料	7,145		7,145	224,126		224,126
14	工事請負費	38,169		38,169	426,255		426,255
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費				5,130		5,130
18	負担金、補助及び交付金	1,256,293	237,783	1,494,076	36,376,446	785,147	37,161,593
19	扶助費				2,534,618		2,534,618
20	貸付金	327,930		327,930	984,140		984,140
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料				1,041,661		1,041,661
23	投資及び出資金						
24	積立金	659,862		659,862	1,135,110		1,135,110
25	寄附金	36,900		36,900	69,850		69,850
26	公課費				38		38
27	繰出金				3,029,311		3,029,311
	予備費						
	計	3,174,548	237,783	3,412,331	51,891,574	1,165,121	53,056,695
財源内訳	国庫支出金	1,069,104	57,783	1,126,887	5,579,961	799,399	6,379,360
	地方債				702,000	76,000	778,000
	その他	972,267	180,000	1,152,267	2,659,714	180,899	2,840,613
	一般財源	1,133,177		1,133,177	42,949,899	108,823	43,058,722

節 の 明 細

項 目	金額（千円）等	
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	1,613
	鳥取県家計負担激変緩和対策事業補助金	92,000
4 目 高齢者福祉費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	22,000
	鳥取県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	165,059
	鳥取県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金	135,000
12 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	1,700
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金	129,992
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	180,000
	災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	57,783

<p>条 例 名 等</p>	<p>予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>          予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する次の規約を定める協議を倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町とそれぞれすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 県が市町村から受託する事務の範囲          予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務</p> <p>(2) 経費負担及び予算の執行          委託事務の管理及び執行に要する経費は、県の請求に基づき市町村が負担するものとする。          経費の額及び支払の時期は、知事が市町村長と協議して定める。</p> <p>(3) 県に事務を委託する市町村          倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町</p> <p>(4) 規約の施行日          令和 8 年 7 月 2 日</p>

〇〇市（町、村）と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町、村）（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）に定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町、村）長（以下「市（町、村）長」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町、村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町、村）長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町、村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第8条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和8年7月2日から施行する。

令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
2	総務費	1 総務管理費	福祉保健部国庫返還金調整事業費	福祉保健課	490,223,000	3,791,683					3,791,683
3	民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉施設放射線防護対策事業費	障がい福祉課	13,779,000	12,800,000		12,800,000			
			親亡き後を見据えた地域生活サポート事業費	障がい福祉課	45,950,000	37,350,000					37,350,000
			障がい福祉職員処遇改善支援事業費	障がい福祉課	176,985,000	176,715,000		176,715,000			
			鳥取県障がい福祉分野におけるロボット・ICT導入支援事業費	障がい福祉課	22,350,000	17,152,000		11,434,000			5,718,000
			障がい福祉施設等災害復旧費補助金	障がい福祉課	15,000,000	2,100,000		1,399,000			701,000
			介護福祉士等修学資金貸付事業費	長寿社会課	89,635,000	64,203,000		58,000,000			6,203,000
			介護人材確保緊急対策事業費	長寿社会課	30,792,000	14,576,000					14,576,000
			鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)事業費	長寿社会課	905,614,000	871,338,000	871,338,000				
			介護テクノロジー導入支援事業費	長寿社会課	385,213,000	385,213,000		308,170,000			77,043,000
			介護職員処遇改善支援事業費	長寿社会課	1,102,000,000	1,011,700,000		1,001,700,000			10,000,000
	介護事業所等に対するサービス継続支援事業費	長寿社会課	132,120,000	131,820,000		98,720,000			33,100,000		
介護保険施設等に対する食料費等支援事業費	長寿社会課	107,120,000	107,120,000		107,120,000						
老人福祉施設等災害復旧費補助金	長寿社会課	45,000,000	45,000,000		30,000,000			15,000,000			
	3 生活保護費	扶助費	孤独・孤立対策課	311,605,000	6,324,000		4,743,000			1,581,000	
4	衛生費	4 医薬費	原子力災害医療体制整備事業費	医療政策課	70,514,000	56,397,000		56,397,000			
			医療施設等経営強化緊急支援事業費(国補正)	医療政策課	2,086,412,000	1,982,957,000		1,541,711,000			441,246,000
		合計			6,030,312,000	4,926,556,683	871,338,000	3,408,909,000		15,000,000	631,309,683

令和7年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	課名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
					支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国庫支出金	その他		
3 民生費	1 社会福祉費	鳥取県地域医療介護総合確保 基金(施設整備)事業費	長寿社会課	44,505,000		44,505,000		44,505,000	44,505,000			有料老人ホームの新設につ いて、建設予定地の土地協議 に時間を要したことに加え、 全国的なキュービクルの需要 増加により納期が大幅に遅延 することとなり、年度内の事業 完了が困難となったもの。	
合計				44,505,000		44,505,000	44,505,000	44,505,000					